木島平村教育委員会公用車の貸付けについて(内規)

平成17年11月 1日施行 平成30年 5月 1日改正 平成30年 8月22日改正 令和 3年 6月22日改正 令和 4年 9月29日改正 令和 5年 4月 3日更新

村民の公益活動を支援するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第6号)に定めるもののほか、木島平村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する公用車の貸付けに関し、必要な事項を次のとおり定める。

1 対象となる車両

貸付することができる公用車(以下「貸付車両」という。)は、体育活動支援バス「三菱ローザ・長野200さ1798」及びハイエースワゴン「トヨタグランドキャビン・長野301と6491」とし、木島平村の公務に支障がない範囲において無償で貸し付けるものとする。

■自損事故傷害共済金

- ①死亡共済金 1 名につき 1,500 万円
- ②後遺障害共済金 1名につき57万円~1,500万円
- ③医療共済金 ア)入院治療 1日 6千円

イ) 通院治療 1日 4千円

他介護費用共済金

※別添 「一般財団法人 全国自治協会自動車損害共済業務規程」のとおり

2 貸付けの申請

車両の貸付けを受けようとする者(以下「借受者」という。)は、あらかじめ教育委員会公 用車貸付承認申請書(様式第1号)に必要事項をもれなく記入し、誓約書及び木島平村公用車 運転登録票(当該年度の最初の申請時に貸付車両を運転する資格を有している者の運転免許証 の写しを提出・更新時には再提出)、乗車員名簿(様式第3号)を添えて教育委員会に提出し なければならない。

3 貸付けの承認

教育委員会は、貸付車両の貸付けを承認したときは、教育委員会公用車貸付承認書(様式第2号)を交付するものとする。

4 貸付けの制限

教育委員会は、次の各号の一つに該当すると認めたときは、貸付けの承認をしない。 (1)申請書類及び必要に応じて添付する書類に不備が認められるとき。

- (2) 申請内容に偽りがあるとき。
- (3) 車両を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (4) 単に旅行又は交流会等に使用しようとするとき。
- (5) 災害その他の事故により車両が使用できなくなったとき。
- (6) その他、管理する上で支障があるとき。

5 貸付けの取り消し

教育委員会は、次の各号の一つに該当すると認めたときは、承認後においても貸付けを取り消すことができる。

- (1) 村、教育委員会及び村の機関が公用を目的として使用することになったとき。
- (2) 申請書類及び必要に応じて添付する書類の不備が判明したとき。
- (3) 使用目的以外の使用など申請内容に偽りがあることが判明したとき。
- (4) 借受者が、貸付車両を転貸ししたと判明したとき。
- (5) その他、管理する上で支障があり、使用できなくなったとき。

6 承認できる範囲の目安

教育委員会は、次に掲げたものを目安として使用を承認する。

- (1) 村内に事務所又は事務局を有する公共的な団体(社会教育関係団体等)が、年次計画に基づき団体の事業として公共的に使用する場合で、関係する計画書類が確認されたとき。
- (2) 小中学校の課外活動に使用するとき。
- (3) その他特別な理由があると管理者が認めたとき。

7 経費負担

貸付車両の使用に際して発生する経費(燃料、道路使用料等)は、借受者が負担するものとする。

8 事故の処理等

- (1) 借受者は、貸付車両の使用中において事故が生じたときは、直ちに適切な事故処理を行うとともに、その事故の内容を教育委員会に報告すること。
- (2) 借受者は、貸付車両を損傷し、又は消滅したときは、直ちにその旨及び理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けること。
- (3) 先述の(2) について、借受者は原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9 使用後の返却方法等

- (1) 借受者は、承認された内容を厳守し、車両内外の清掃を実施してから所定の場所に確実に返却すること。
- (2) 借受者は、鍵の返却の際に木島平村教育委員会車輌使用者点検報告票(様式第34号)を提出すること。
- (3) 借受者は、返却の際に使用した分の燃料を充当(満タン返し)するものとし、その証となる書類(給油したガソリンスタンドのレシート等)を提出すること。

- (4) 教育委員会は、(3) の書類の提出がないときは、走行距離に応じて積算した燃料相当額 (別に定める)を借受者に請求するものとし、借受者は請求に応じて期限までに納付しな ければならない。
- (5) その他必要な事項は管理者の指示に従うこと。

10 道路交通法の順守等

- (1) 借受者は、貸付車両の使用に際し道路交通法(昭和35年法律第105号)及び関係法規の規定を順守するとともに安全運転を実施しなければならない。
- (2) 借受者は、貸付車両の使用に際し道路交通法等に違反し、所定の措置を受けたときは、借受者の責任において違反に係る諸費用(反則金及び車両移動費用等)を納付しなければならない。



(別紙)

※燃料相当額表示表

| 燃料区分 | 1 リットル単価 | 適用 | 期間 |
|-------|----------|-----------|----|
| | | 自 | 至 |
| 軽油 | 124円 | 令和3年4月1日 | |
| レギュラー | 176円 | 令和4年9月29日 | |
| | | | |
| | | | |